

日発健公告 26-8
平成 27 年 2 月 19 日

日本発条健康保険組合
理事長 嘉戸廣之

被扶養者認定基準について

平成 27 年 2 月 19 日に開催された第 139 回組合会において、被扶養者認定基準を改訂しましたので、別紙の通り公告します。

以上

被扶養者認定基準（2015年2月19日改訂）

（目的）

第1条 この基準は、日本発条健康保険組合における被扶養者の認定の細目について定めることを目的とする。

（被扶養者の範囲）

第2条 被扶養者の範囲は、次のとおりとする。

1. 主として被保険者により生計を維持される、次の者。
 - イ. 直系尊属（父母、祖父母、曾祖父母、養父母も含む）
 - ロ. 配偶者（内縁を含む）
 - ハ. 子（養子を含む）
 - ニ. 孫
 - ホ. 弟 妹
2. 被保険者と同一世帯に属し、主としてその被保険者により生計を維持する、次の者。
 - イ. 被保険者の三親等内の血族またはその配偶者、或は配偶者の三親等内の血族。（兄、姉はこの分類）
 - ロ. 内縁の配偶者の父母及び子。

（認定の時期）

第3条 被扶養者を認定する時期は、次の各号に該当するときとする。

1. 被保険者の資格を取得したとき。
2. 被扶養者に異動があったとき。

（認定の範囲）

第4条 被扶養者の認定は、次による。

1. 認定対象者が被保険者の同一世帯に属している場合。
 - イ. 認定対象者の年間収入が130万円（60歳以上の者または障害年金の支給要件に該当する程度の障害者については180万円）未満であって、かつ被保険者の収入の2分の1未満であるときは、被扶養者と認定する。
 - ロ. イで被保険者の収入の2分の1を超えていても、被保険者の収入を上回らない場合で、被保険者がその世帯の中心的役割を果たしていると認められるときは、被扶養者と認定する。
 - ハ. 認定対象者が他の健康保険の被保険者資格を有していない場合は、被扶養者として認定する。
2. 認定対象者が、被保険者と同一世帯に属していない場合。
 - イ. 1号イに該当する者であって、かつ被保険者の年間仕送り額より少な

い場合は、被扶養者として認定する。

(雇用保険受給者)

第 5 条 雇用保険の失業給付収入が前条の規定額（第 4 条の年間収入額を日額に換算）を超える場合は、その受給期間中被扶養者と認めない。

(被扶養者の帰属)

第 6 条 被扶養者の帰属は次による。

1. 同一家族内に扶養能力のある者が 2 人以上ある場合には先順位による扶養義務、収入の多寡、家族内の地位等によって家計の主体となる者を判定し、原則としてその者の被扶養者とする。
2. 夫婦共同扶養の場合には、被扶養者とすべき人数にかかわらず、原則として届出により世帯主かつ年間収入の多い方の被扶養者とする。

(収入の範囲)

第 7 条 この基準による収入とは、給与所得のほか農業所得、営業所得、副業所得、利子配当所得、不動産所得、雇用保険による失業給付、或いは公的年金、恩給等の恒常的収入の額を合算したものをいう。年収に係わる期間の単位は、月を原則とする。

(事実の確認)

第 8 条 被扶養者を認定するときはその事実を確認するため、被扶養者異動届に下記の要件に該当する文書を事業主を通して添付して提出させて認定する。なお、必要に応じて、追加して文書を提出させることがある。また、被保険者との生計維持関係につきその要件を満たしている事実を証明できない場合は認定しない。

(詳細は「被扶養者届の添付書類一覧表」)

- イ. 被保険者との続柄関係
- ロ. 生計維持関係
- ハ. 第 2 条 2 項該当者は同居の関係
2. 満 18 歳以上満 60 歳未満の就業年齢にある者については就業出来ない事情、又は就業していない旨の事実を立証しなければならない。
 - イ. 学生の場合 在学証明書又は学生証の写
 - ロ. 病気の場合 医師の診断書又は証明書
 - ハ. 障害者の場合 障害者手帳の写
 - ニ. 無職の場合 市町村長の所得証明書等
3. 被保険者と世帯を別にしている場合
 - イ. 送金又は生計費を支払っている事実
 - ロ. 扶養義務の先順位又は同順位者のあるときは、それらの者に扶養能力がないか又は扶養出来ない事情

(検認)

第 9 条 被扶養者資格の再確認のため、被保険者証の検認業務を毎年行う。その際は、認定時と同様の取り扱いとし、第 4 条から第 8 条を適用する。

(受給資格の取消、給付の停止と回収)

第 10 条 被保険者が申請にあたり、事実と相違した申立により認定を受けたことが判明した場合には、直ちにその資格を取消し、既に支給した給付があったときは、その全部又は一部を徴収する。

(認定者及び再認定)

第 11 条 被扶養者の認定は健康保険組合が行なう。その際には、認定対象者に対する被保険者の扶養義務の有無、継続した生計費支援の実態と被保険者の扶養能力などを個別事象に対して総合的に審査して判断する。ただし、この決定について不服のある被保険者は、理事長に対し再認定を申請することができる。

(認定の効力)

第 12 条 認定の効力は、事実発生の日より発生する。ただし、死亡については事実発生の日翌日とする。

(注) 下線部分が改訂事項